主 文 原決定を取り消す。

申立人(請求人)に対し金二五万五、五三〇円を交付する。

由

本件異議申立の趣旨及び理由は、申立人代理人三名が連名で提出した異議申立書及び申立人代理人茨木茂提出の異議申立理由補充書に記載するとおりであるから、ここにこれを引用するが、要するに、原決定が弁護人であつた者(以下、単に弁護人という。)に対する日当及び報酬として認めた補償額は低廉に過ぎて不当であり、弁護人の旅費について、国家公務員の場合に準じ支給しない旨判示してその補償を認めなかつた措置は違法であるから、原決定を取り消したうえ、相当額の交付を求める、というのである。

所論に鑑み、本件記録及び本案記録(当庁昭和五二年(や)第五号)を精査してみるに、原決定が各弁護人に対する日当及び報酬の額を認定するについて説示するところはすべて首肯することができ、その認定額はいずれも相当であると認められるので、これらが低廉に過ぎて不当であるとする論旨は理由がなく、採用できない。

次に、弁護人の旅費に関する所論について検討するに、原裁判所は、申立人(請求人)が各弁護人の旅費(公判期日及び検証期日に出頭するために要した鉄道賃、すなわち弁護人ら所属の法律事務所から東京地方裁判所、東京高等裁判所及び検証現場までの国電・地下鉄料金)を計上してその補償を求めたのに対し、弁護人の在勤地内からの出頭については国家公務員の場合に準じ旅費を支給しない旨判示して、その補償を全く認めなかつたことが明らかである。

よつて、刑訴法四二八条三項、四二六条二項により、原決定を取り消したうえ、前段説示したところに従い、原決定の認定した金額二四万七、三一〇円に申立人(請求人)が弁護人の旅費として計上する金八、二二〇円(その内訳は原裁判所に提出された無罪費用補償請求書添付の計算書記載のとおりであつて、内容は相当であると認められる。)を加算した合計金二五万五、五三〇円を申立人(請求人)に交付することとし、同法一八八条の七、刑事補償法一六条前段により主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 木梨節夫 裁判官 三好清一 裁判官 柴田孝夫)